

所属コード	〇〇〇〇〇
職員番号	〇〇〇〇〇

貸付決定番号 第 号 証書番号 番号第 号

一般・特別・**住宅**・住宅災害
 教育・災害・医療・結婚
 葬祭 (〇で囲む)

貸付借用証書

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
	1	8	0	0	0	0	0	0

公立学校共済組合貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 毎月償還に係る利率は、期間1月につき0.2883%(住宅災害貸付け及び災害貸付けにあっては、0.24%)と、ボーナス償還に係る利率は、期間6月につき1.7298%(住宅災害貸付け及び災害貸付けにあっては、1.44%)とします。また、貸付規程に定める元金猶予期間における利率は、期間1月につき0.1566%とします。
 ただし、これらの利率につき貸付規程において別に定める率が適用される場合は、当該定める率とします。
- 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人の遺族若しくは相続人に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料を除く。)又は借受人に対する退職手当(これに相当する手当等を含む。以下同じ。)が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額(組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額)を、当該給付金(当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。)及び退職手当から控除します。
- この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じていただきます。
- この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかににかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

※平成 年 月 日

記入しないこと

公立学校共済組合 岐阜 支部長 殿

借 受 人	所属所名	〇〇市立〇〇〇〇学校 (TEL) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇						
	現住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (TEL) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇						
	職名	フリガナ	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇					
	〇〇	氏名	〇	〇	〇	〇	〇	〇

注意 (1) ※印の欄は、記入しないこと。
 (2) 申込人は、自書すること。

申込書と同じ印を押す